

第 108 号議案

豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 12 月 1 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成 27 年総務省令第 85 号)の公布に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

豊後大野市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年豊後大野市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち豊後大野市税条例第 2 条第 3 号及び第 4 号の改正規定を削り、同条例第 36 条の 2 第 8 項の改正規定中「法人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第 63 条の 2 第 1 項第 1 号の改正規定中「) 又は法人番号」の次に「(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第 89 条第 2 項第 2 号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「) 又は法人番号」の次に「(同法第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第 139 条の 3 第 2 項第 1 号の改正規定中「) 又は法人番号」の次に「(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第 149 条第 1 号の改正規定中「いう」の次に「。以下この号において同じ」を、「) 又は法人番号」の次に「(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第 1 条第 4 号中「第 2 条第 3 号及び第 4 号、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。